

5. 著作権の権利の内容

作者の有する権利は、人格的利益の保護に着目した「作者人格権」と財産的利益の保護に着目した「著作権」との二つがあり（これら二つを含めて広義の「著作権」と呼ぶこともあります）、これらの権利は更にいくつかの権利に分かれています。

1) 作者人格権とは

[1] 公表権（法第 18 条）

著作物を公表するか否か、また、公表するとしても、どのような形で、いつ公表するのかを作者が決める権利です。例えば、生徒の未公表の作文を、教師が勝手に公表するようなことは、プライバシーの問題となるだけでなく、著作権法上も生徒の公表権を侵害する可能性があります。

保護者の授業参観などのために全員の作文や絵を教室に展示するなど通常教育指導の過程において、黙示的にしる児童・生徒の同意があるものと法的構成ができるものはともかく、このような範囲を超える利用については十分な注意が必要です。

[2] 氏名表示権（法第 19 条）

著作物について作者名の表示をどのようにするのか（実名を表示するかペンネーム等の変名を表示するか、あるいは無名とするか）を作者が決める権利です。

[3] 同一性保持権（法第 20 条）

著作物の名称（題号）や内容を改変することを作者が決める（他人が勝手に改変することを防ぐ）権利です。教師といえども、生徒の著作物を勝手にいじってはいけません。ただし、教育指導の過程において、生徒の明示又は黙示の同意の下に、文章や絵を改変することはあり得ることだと思います。

2) 著作権とは

[1] 複製権（法第 21 条）

著作物を有形的にそのまま複製することに関する権利です。複製には、手書き、印刷、録音・録画、複写、写真、磁気ディスクへの記録など様々な態様があります。多少の修正・増減を加えて複製する場合であっても著作物としての同一性の範囲内と認識されるものは、この「複製」に含まれます。

また、著作物の全体的な複製だけでなく、その一部分であっても著作物としての価値を持ち得るものである限り、部分複製にも権利が働きます（以下の権利も同様です）。

[2] 上演権・演奏権（法第 22 条）

著作物を公に上演したり、演奏したりすることに関する権利です。

ここで「公に」とは、直接、公衆（不特定人のほか、特定かつ多数人をも含みます）に見せ又は聞かせることを目的とすることを言います。「多数人」とは何人以上かということとは必ずしも明確な基準があるわけではありませんが、40 人学級であれば、通常、教室での演奏も公の演奏に該当すると考えられます（別途、法第 38 条の規定により自由利用が認められています）。

なお、「上演」や「演奏」には、生のものだけではなく、録音・録画されたものを再生することも含まれます。

[3] 上映権（法第 22 条の 2）

「上映」とは、法第 2 条第 1 項第 17 号で「著作物(公衆送信されるものを除く)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。」と定義されています。劇場上映のほか、「その他の物に映写」というものの中には、パソコンのディスプレイなどに著作物を提示することなどがすべて含まれます

つまり、この権利は、公衆が視覚又は視聴覚で感受できるように著作物を何らかの画面に提示する行為について働くのです。

授業や講演会等で OHP を利用して著作物を提示することや、美術館等の施設において来館者用のパソコンのディスプレイに所蔵作品の画像データベースから選択して美術作品等を再生提示することなどは、この「上映」に該当することになります（授業等の場合は、別途、法第 38 条の規定により自由利用が認められています）。

なお、上映には、著作物の上映を電気通信設備を用いて伝達することも含まれ（公衆送信に該当しない場合）、例えば校内における映画の有線による放映も上映に該当します。

[4] 公衆送信権等（法第 23 条）

著作物を公衆送信し、又は公衆送信される著作物を受信装置により公に伝達することに関する権利です。ここで「公衆送信」とは、公衆によって受信されることを目的として無線又は有線で送信すること（法第 2 条第 1 項第 7 号の 2）であり、ラジオやテ

レビ放送、ＢＳ・ＣＳ、ＣＡＴＶ、データベース・オンラインサービス、インターネットなどが含まれます。なお、特定人の間の通信は該当しません。

また、インターネットのように公衆のリクエストに応じて自動的に著作物を送信することとなっている場合には（自動公衆送信（法第２条第１項第９号の４））、「送信可能化」（法第２条第１項第９号の５）つまりサーバーに著作物を蓄積するなどして公衆送信され得る状態を作出することも公衆送信権の及ぶ行為とされています。

〔５〕口述権（法第２４条）

言語の著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝達することに関する権利です。授業で教科書を読み上げることや英会話テープを再生することも、この口述権が働き得ますが、別途、法第３８条の規定により自由利用が認められています。

〔６〕展示権（法第２５条）

言語の著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝達することに関する権利です。授業で教科書を読み上げることや英会話テープを再生することも、この口述権が働き得ますが、別途、法第３８条の規定により自由利用が認められています。

〔７〕頒布権（法第２６条）

映画の著作物の複製物（つまり映画フィルムやビデオテープ、ＤＶＤなど）を頒布することに関する権利です。頒布には譲渡と貸与を含みます。ビデオレンタル店を営むような場合には、この頒布権が働いてきます。なお、映画以外の著作物については、下記の譲渡権及び貸与権を参照して下さい。

〔８〕譲渡権（法第２６条の２）

映画以外の著作物の原作品又は複製物を譲渡することに関する権利です。上記の頒布権は権利者の手元から離れた以後の譲渡についても及んできますが、この譲渡権は、権利者の許諾の下に一旦譲渡された後は、その原作品又は複製物のその後の移転については及ばないこととされています。

〔９〕貸与権（法第２６条の３）

映画以外の著作物をその複製物の貸与により公衆に提供することに関する権利です。ＣＤレンタル店を営むような場合には、この貸与権が働いてきます。なお、書籍、雑誌（楽譜集などは除く）については、当分の間は貸与権は働かないこととされています（法附則第４条の２）。

書籍、雑誌以外のもの、あるいは書籍の中でも楽譜集などは、なお貸与権が及ぶことになっていますが、学校が児童・生徒に貸し出すような場合、公共図書館が利用者に貸し出すような場合には、第38条第4項の規定により自由にできることとなっています。

[10] 翻案権等（法第27条）

著作物を翻訳、編曲、変形、又は脚色、映画化その他翻案することに関する権利です。つまり、既存の原作品に、新たに創作性を加えて、二次的な著作物を創作することに関して働く権利です。

こうして出来上がった二次的著作物は、それ自体として独立した著作物として保護の対象となりますし、その作者は二次的著作物の著作者として保護されるのですが、原著作物の権利者の許諾を得ておかないと、その者の権利侵害になるわけです。

[11] 二次的著作物の利用権

原著作物を翻訳や翻案等して作成された二次的著作物の利用については、二次的著作物の著作者だけでなく、原著作者も同様の権利を有することとされています。したがって、翻訳物などの二次的著作物を利用しようとする際には、その二次的著作物の権利者だけではなくて、原著作物の権利者の権利も同時に働くのです。